

ニュース③ 住宅再建にかかる支援制度のお知らせ

住宅再建に係る支援制度について、お知らせします。
 再建方法により利用できる制度が異なります。申請漏れのないよう確認をお願いします。
 ご不明な点は、被災者支援室までお問い合わせください。

支援制度	再建方法	土地区画整理事業	防集	がけ近(※1)	自力再建	公営住宅	賃貸住宅	補修	申請期限(※2)	担当課	
生活再建加算支援金	被災時1人世帯	150万円	150万円	150万円	150万円	-	37.5万円	75万円	H31.4.10	被災者支援室	
	被災時2人以上世帯	200万円	200万円	200万円	200万円	-	50万円	100万円			
被災者住宅再建支援事業費補助金	被災時1人世帯	150万円	150万円	150万円	150万円	-	-	-	H31.3.31		
	被災時2人以上世帯	200万円	200万円	200万円	200万円	-	-	-			
復興住宅新築等補助	バリアフリー対応住宅	(最大)90万円	(最大)90万円	(最大)90万円	(最大)90万円	-	-	-	H31.3.31		
	県産材使用住宅	(最大)40万円	(最大)40万円	(最大)40万円	(最大)40万円	-	-	-			
地域材利用促進事業	気仙産材使用住宅	(最大)50万円	(最大)50万円	(最大)50万円	(最大)50万円	-	-	-	-		農林課
岩手県被災家屋太陽光発電等導入費補助		(最大)19.9万円	(最大)19.9万円	(最大)19.9万円	(最大)19.9万円	-	-	(最大)19.9万円	H30.3.9		岩手県環境生活企画室
新エネルギー設備導入促進事業(太陽光、木質バイオマス等)		(最大)10万円(商品券)	(最大)10万円(商品券)	(最大)10万円(商品券)	(最大)10万円(商品券)	-	-	(最大)10万円(商品券)	H31.3.8		地域福祉課
敷地造成費補助		-	-	(最大)50万円	(最大)50万円	-	-	-	H31.3.31		被災者支援室
水道工事費補助		-	-	(最大)200万円	(最大)200万円	-	-	-	H31.3.31		
道路工事費補助		-	-	(最大)300万円	(最大)300万円	-	-	-	H31.3.31	建設課	
浄化槽設置(下水道区域外)	5人槽	-	53.2万円	53.2万円	53.2万円	-	-	53.2万円	H31.3.31	都市計画課	
	7人槽	-	68.1万円	68.1万円	68.1万円	-	-	68.1万円			
	10人槽	-	88.8万円	88.8万円	88.8万円	-	-	88.8万円			
排水設備設置工事支援(下水道区域内)		4万円	4万円	4万円	4万円	-	-	-	H31.3.31		
被災宅地復旧工事費補助(工事費の1/2以内)		-	-	-	(最大)200万円	-	-	(最大)200万円	H31.3.31	被災者支援室	
被災住宅補修等工事費補助(工事費の1/2以内)	半壊	-	-	-	-	-	-	(最大)52万円	H31.3.31		
	一部損壊	-	-	-	-	-	-	(最大)30万円			
	耐震改修	-	-	-	-	-	-	(最大)60万円			
	バリアフリー改修	-	-	-	-	-	-	(最大)60万円			
	県産材使用改修	-	-	-	-	-	-	(最大)20万円			
住まいの復興給付金		(最大)89.7万円	(最大)89.7万円	(最大)89.7万円	(最大)89.7万円	-	-	り災状況等に応じて	H34.12.31(※2,3)	住まいの復興給付金事務局	
借入金利子の補助	建物	(最大)250万円	(最大)457万円	(最大)457万円	(最大)250万円	-	-	当初5年分	区画・がけ近・自力H31.3.31(※2) 防集H32.7.31(※2)	被災者支援室	
	土地	-	(最大)206万円	(最大)206万円	-	-	-	-			
	造成	-	(最大)59.7万円	(最大)59.7万円	-	-	-	-			
	既往(被災住宅のローン)	最大5年分	最大5年分	最大5年分	最大5年分	-	-	-			
住宅移転補助		10万円(市内)	(最大)80.2万円	(最大)80.2万円	10万円(市内)	10万円(市内)	10万円(市内)	10万円(市内)	H31.3.31		

※1 がけ近(がけ地近接等危険住宅移転事業)は、災害危険区域の指定前に住宅再建に係る一切の契約(建築工事・土地付建売住宅の売買契約等)や工事の着工を行っていた場合、また、災害公営住宅や民間賃貸住宅(みなし仮設住宅を除く)に入居した後に住宅再建を行う場合は、補助の対象になりません。土地購入について利子補助を受ける場合も、土地売買契約前に申請してください。

※2 防集、がけ近、住まいの復興給付金以外の申請期限は、延長される場合があります。

※3 住まいの復興給付金は、平成33年12月31日までに引き渡しを受けた住宅が対象です(引渡し後1年以内に申請してください)。

問い合わせ先 復興局被災者支援室(内線435~437)

復興News^{ニュース} 陸前高田

<第47号>
 平成30年2月発行
 陸前高田市復興局

ニュース① がけ地近接等危険住宅移転事業により住宅再建を考えている皆さんへ
 <<申請期限は平成30年度末となっておりますので、お早めにご相談ください>>

がけ地近接等危険住宅移転事業とは

がけ地や津波浸水地などの災害危険区域から、災害危険区域指定後に自分で用意した安全な土地へ移転する際の移転にかかる費用(住宅ローンの利子相当額、危険住宅の撤去及び引越し費用等)を補助する事業です。

補助の対象になる方

東日本大震災発生時に浸水区域に住居していた世帯で、災害危険区域指定後に区域外の安全な土地に個別に住宅を移転する方です。

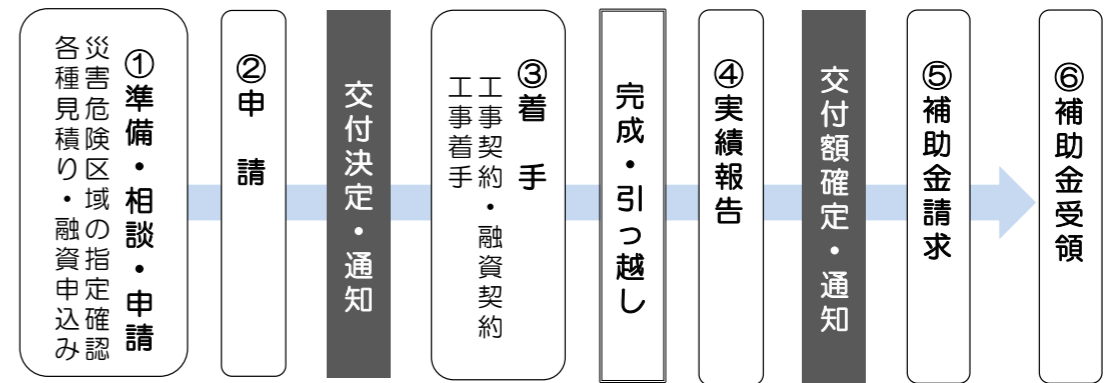
※ 次の場合は、補助の対象となりませんのでご留意願います。

- ① 高田地区・今泉地区土地区画整理事業区域内からの移転
- ② 災害危険区域指定前に工事の着工、住宅再建に係る一切の契約(建設工事、土地付建売住宅の売買契約)を行っていた場合(補助金の交付申請を行い、交付決定後に着手する必要があります)

補助金の額

区分	補助事業の内容	補助額	
除去費等	移転元地からの引越し、危険住宅除去(撤去費・動産移転費・跡地整備費等)に要する費用の実費分を補助	最大80.2万円	
建設助成等	新たな住宅の建設・購入及び土地の購入・造成のためにローンを組んだ場合の利子相当額に対する補助	建物	最大457万円
		土地	最大206万円
		造成	最大59.7万円

補助申請手順



※「②申請」の前に、工事着手や住宅建築の契約をした場合は、補助の対象になりません。土地購入について利子補助を受ける場合も、土地売買契約前に申請が必要です。

※平成31年3月31日までに「④実績報告」を完了する必要があります。

問い合わせ先 復興局被災者支援室(内線435~437)

ニュース② 高田地区用途地域等変更及び景観計画(素案)の策定に関する説明会のお知らせ
 ≪説明会の開催は3月16日・17日、会場は陸前高田市役所≫

- 高田地区被災市街地復興土地地区画整理事業の土地利用計画の変更に合わせて、用途地域及び地区計画等の変更に関して、説明会を開催します。また、このことに伴う都市計画案等縦覧及び意見書の受付についてお知らせします。
- 高田松原津波復興祈念公園の整備を契機として策定を目指している景観計画の検討状況を説明します。

説明会について

▼ **開催日時**

平成30年3月16日(金) 午後7時から
 平成30年3月17日(土) 午前10時から

▼ **場所** 陸前高田市役所4号棟第6会議室

▼ **説明内容**

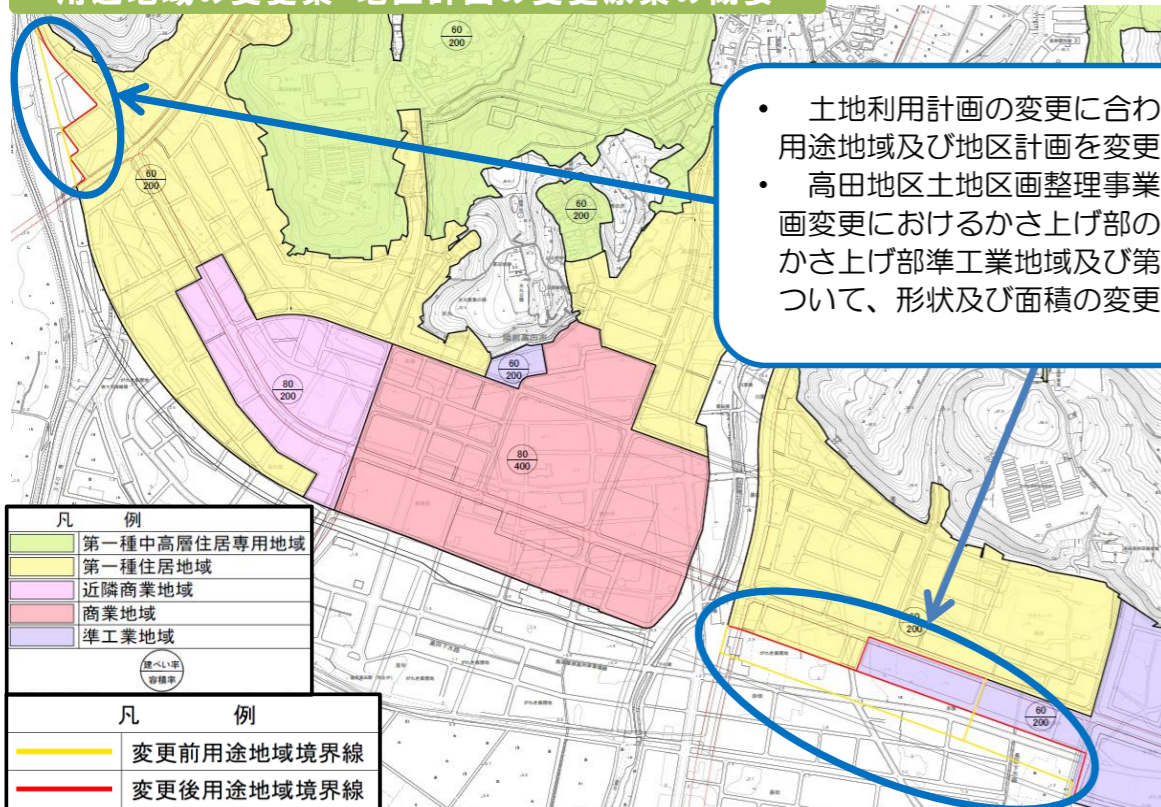
- 陸前高田都市計画用途地域の変更について(高田地区)
- 陸前高田都市計画高田地区地区計画の変更について
- 陸前高田市景観計画(素案)の検討状況について

▼ **縦覧期間・意見書受付期間**

案件	期間	
(1) 用途地域	縦覧・意見書受付 平成30年3月19日(月)～平成30年4月3日(火)	
(2) 高田地区地区計画	① 原案について	② 案について
	縦覧 3月20日(火)～4月3日(火) 意見書受付 3月20日(火)～4月11日(水)	縦覧・意見書受付 4月18日(水)～5月2日(水)
時間 午前8時30分～午後5時15分(土日祝日を除く)		
案の縦覧場所 意見書提出先	〒029-2292 陸前高田市高田町字鳴石42番地5 陸前高田市役所 3号棟1階 都市計画課 ☎0192-54-2111(内線 302)	

※ 地区計画は、まず原案について縦覧と意見書受付を行い、その意見書を踏まえて検討した案について改めて縦覧と意見書受付を行います。

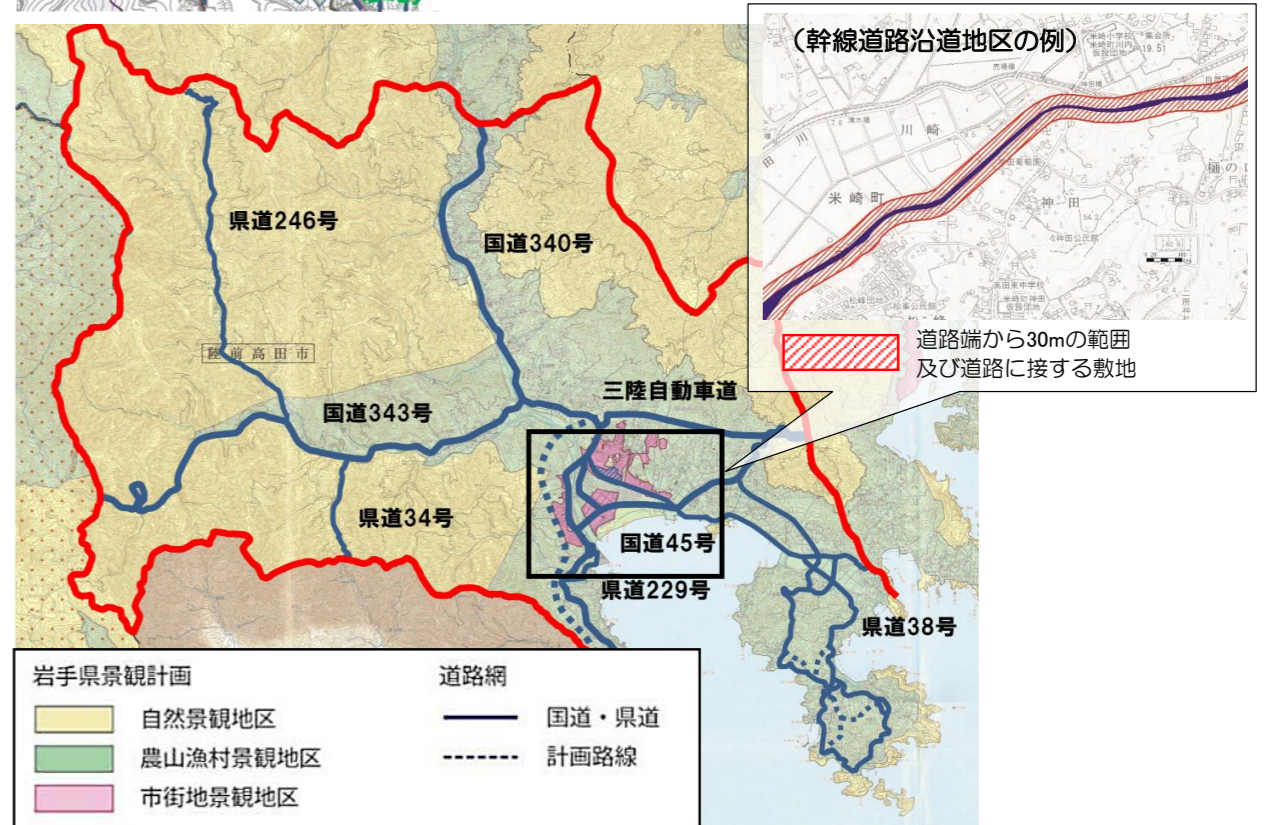
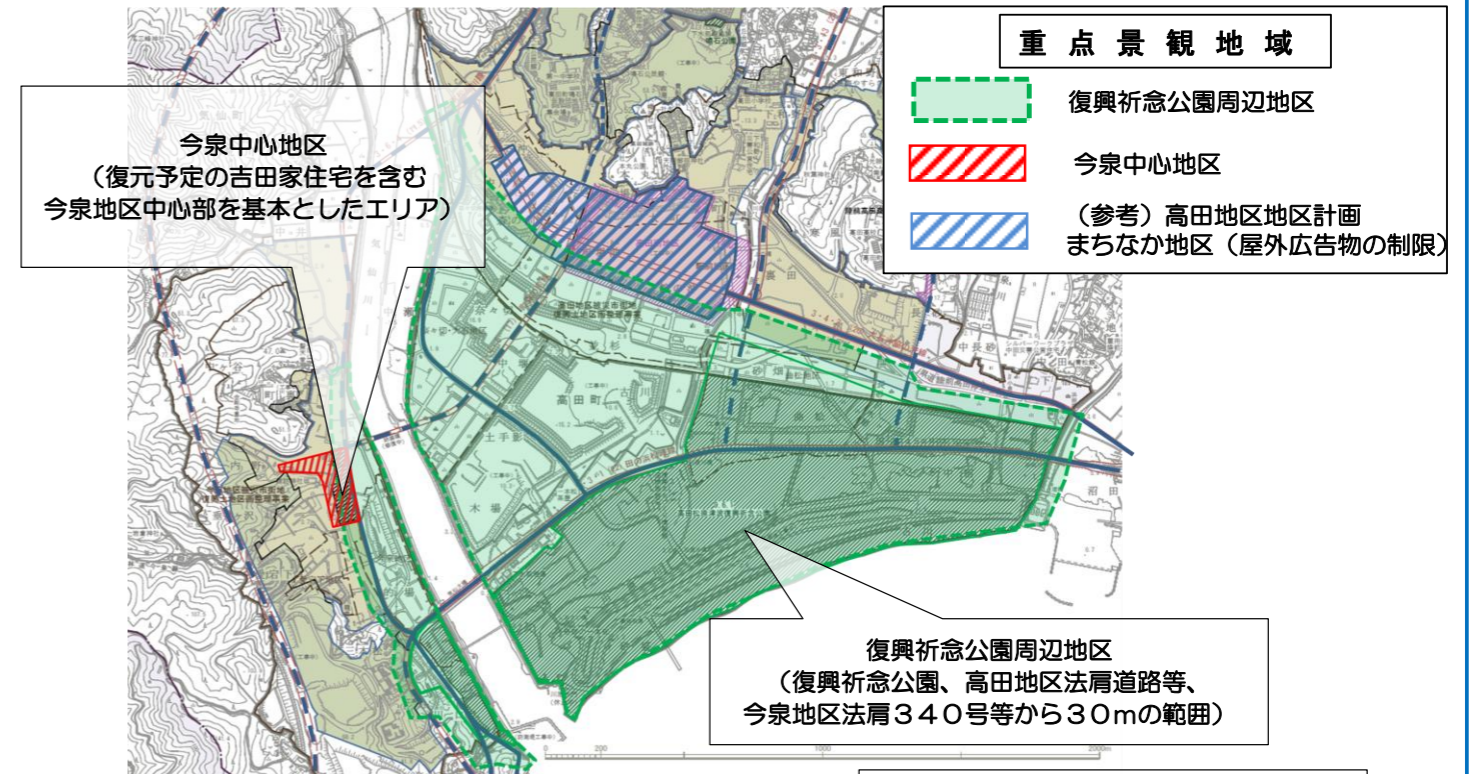
用途地域の変更案・地区計画の変更原案の概要



- 土地利用計画の変更に合わせて、**青丸部分**の用途地域及び地区計画を変更します。
- 高田地区土地地区画整理事業の第6回事業計画変更におけるかさ上げ部の縮小等により、かさ上げ部準工業地域及び第一種住居地域について、形状及び面積の変更を行います。

陸前高田市景観計画(素案)の概要

- これまで陸前高田市では、岩手県の策定した「岩手県景観計画」に基づいて景観形成を図ってきました。高田松原津波復興祈念公園の整備を契機に、景観行政団体に移行し、陸前高田市景観計画を策定します。
- 下の図の3つの重点景観地域については、市独自の景観形成の方針を定めます。
- 今後、景観計画(素案)をとりまとめ、4月以降に改めて市民の皆さんのご意見を伺ってまいります。



問い合わせ先 建設部都市計画課計画係(内線305)